

地震保険制度の基本的な仕組みについて

1. 制度の趣旨

保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与すること

2. 対象危険

地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・または流失による損害（通常の火災保険では免責）

3. 保険の目的

居住の用に供する建物および生活用動産（家財）

4. 契約方法

火災保険契約に原則自動付帯

5. 保険金額の設定方法

火災保険金額の30%～50%の範囲

限度額：建物 5,000万円、家財 1,000万円

6. 保険金の支払内容

建物・家財とも

全 損 保険金額の全額

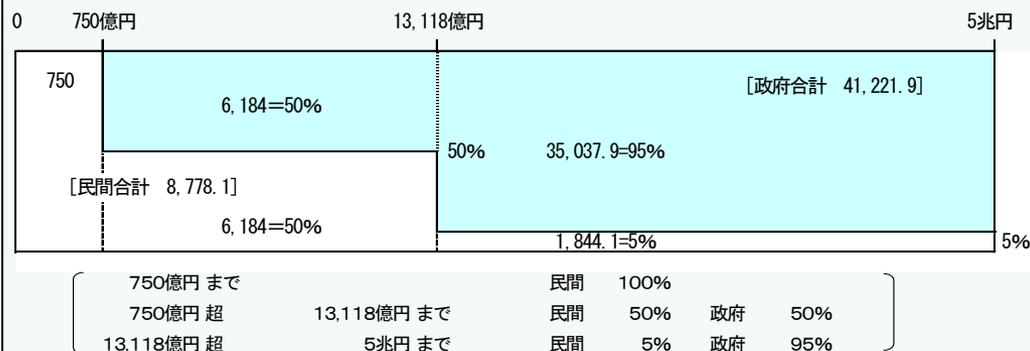
半 損 保険金額の50%

一部損 保険金額の 5%

（床上浸水等による損害を受けた場合を含む。）

7. 現行のスキーム

損害保険会社が元受け、政府が再保険を引き受ける。
総支払限度額 一回の地震等につき 5兆円



8. 準備金残高

（平成19年3月末現在）

地震再保険特別会計 10,742 億円

民間保険会社等 8,132 億円

合 計 18,874 億円